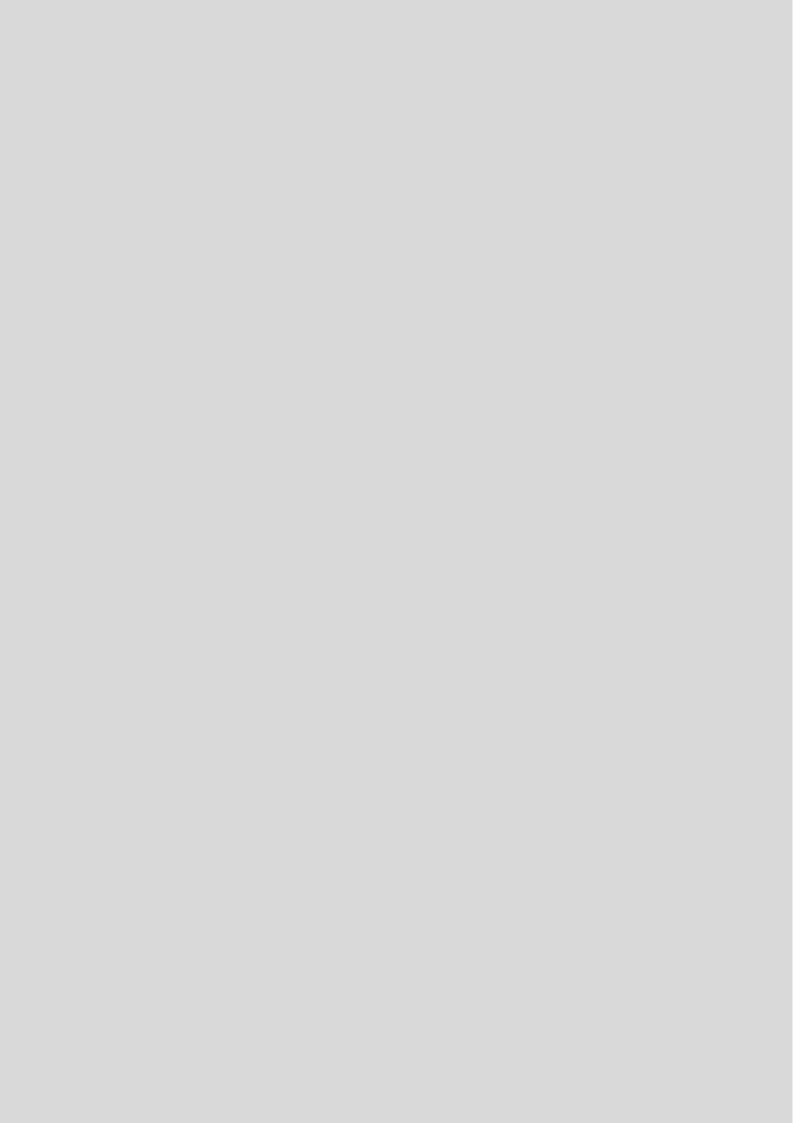
資 料 編



資料編

1

策定の経過

(1) 計画策定までの経過

年 月	ふじさわ男女共同参画 プラン推進協議会	藤沢市男女共同参画 推進会議	庁内	その他	
2018年				男女共同参画に関する市民	
(平成30年)				意識調査の実施	
11月				(11月12日~11月30日)	
2020年	「次期ふじさわ男女共同				
(令和2年)	参画プラン」策定に向けて				
2月	の意見提案(2月18日)				
5月	第1回会議(5月28日)		政策会議(5月21日)		
7月	第2回会議(7月30日)	第1回会議(7月2日)			
10月	第2回会議(40日0日)	笠の日会議(40日4日)		パブリックコメントの実施	
	第3回会議(10月8日)	第2回会議(10月15日)		(10月13日~11月11日)	
11月	第4回会議(11月26日)		政策会議 (11月12日)		
12月				素案について市議会総務常	
				任委員会報告(12月4日)	
2021年					
(令和3年)	第5回会議(1月22日)	第3回会議(1月21日)			
1月					
2月				パブリックコメントの実施	
				結果公表	
			政策会議(2月4日)	(2月10日~3月11日)	
				案について市議会総務常任	
				委員会報告(2月24日)	
3月	策定				

(2) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

調査期間	2018年(平成30年)11月12日(月)から11月30日(金)まで
調査対象	藤沢市在住の満18歳以上の男女3,000人 ※無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収方式
有効回収数・有効回収率	1,149人 38.3%

(3) パブリックコメント (市民意見公募) の実施

①実施概要

件名	「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030 (素案)」について
公募期間	2020年(令和2年)10月13日(火)から11月11日(水)まで
配布資料等	「(仮称)ふじさわジェンダー平等プラン2030(素案)」
配布資料の閲覧場所	人権男女共同平和課、市役所(本庁舎・分庁舎)総合案内、市政情報コーナー、 各市民センター・公民館または市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ9月25日号、市ホームページ
意見等を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者
意見公募方法	所定の意見提出書または任意の用紙に、氏名・住所・意見等の必要事項を記入し、 郵送、ファクス、持参、市ホームページの専用提出フォーム(電子申請)の方法 で人権男女共同平和課に提出いただきました。

②実施結果

意見提出者数及び件数	13人 42件
意見提出方法の内訳	【郵送】5人 6件 【市ホームページ】8人 36件
	(1) 計画の基本的な考え方に関するもの 13件
担山された奈日の中部	(2) 藤沢市の現状に関するもの 6件
提出された意見の内訳	(3) 重点目標と課題・施策の方向性に関するもの 20件
	(4) その他 3件
	(1) 計画に反映させる 2件
辛日 傑《日本北河	(2) 計画に考え方が含まれている 18件
意見等の反映状況	(3) 施策等として取り組んでいる 4件
	(4) 今後の取組の参考とする 18件
実施結果の公表	2021年(令和3年)2月10日(水)から3月11日(木)まで市の考え方を付して公表しました。

ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画の総合的な推進に資するため、この市にふじさわ男女共同参画プラン推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。
 - (1) ふじさわ男女共同参画プランの推進に関し必要な事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な事項

(委員)

- 第3条 協議会の委員の人数は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画に関係する団体に属する者
- (3) 企業又は労働団体に属する者
- (4) この市が設置する審議会等の委員
- (5) 市民
- (6) その他市長が認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、市長の要請に基づき、会長が招集する。
- 2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第8条 会長は、専門的事項について審議する必要があると認めるときは、協議会に専門部会 (以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に諮って委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。
- 7 第6条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「協議会」と

あるのは「部会」と、「市長」とあるのは「会長」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 8 部会長は、専門的事項の審議が終了したときは、その結果を会長に報告するものとする。 (審議結果の報告)
- 第9条 会長は,第6条第1項の要請に基づく審議を終了したときは,遅滞なく,市長に対し, 当該審議の結果を報告しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、男女共同参画に関する事務の所管課において総括し、及び処理する。

(委任)

第11条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則(略)

ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会委員名簿(第16期)

2020年(令和2年)4月1日~2022年(令和4年)3月31日

氏 名	役職等	選出区分
東浩司	特定非営利活動法人 ファザーリング・ジャパン 研修講師・理事	関係団体
飯島 薫	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら 事務局長	関係団体
井澤 美幸	藤沢市民間保育園園長会 藤沢ひばりっこ保育園園長	関係団体
(副会長) 井上 匡子	神奈川大学法学部教授	学識経験者
小野 隆弘	藤沢市体育協会顧問	学識経験者
片岡 理智	フリージャーナリスト	学識経験者
(会 長) 木村 麻紀	株式会社TREE SDGs. TV編集ディレクター	学識経験者
小林 朋子	藤沢市青少年指導員協議会委員	審議会等
高橋 晴子	市民公募委員	公募
田坂 宜文	藤沢市人権擁護委員会 委員	関係団体
富山 渉	市民公募委員	公募
樋浦 敬子	市民公募委員	公募
星谷 けい子	藤沢商工会議所女性会 会長	企業•労働団体
宮川 祥子	慶應義塾大学 看護医療学部准教授	学識経験者
宮城宏之	NTT労働組合 湘南分会 分会長	企業•労働団体

敬称略・五十音順

藤沢市男女共同参画推進会議委員名簿

2020年(令和2年)4月1日現在

役職等	職名	氏 名
会 長	副市長	宮治 正志
副会長	企画政策部長	佐保田 俊英
委員	総務部長	林宏和
	財務部長	松崎 正一郎
	防災安全部長	平井 護
	市民自治部長	藤本 広巳
	生涯学習部長	神原 勇人
	福祉健康部長	池田 潔
	保健所長	阿南 弥生子
	子ども青少年部長	宮原 伸一
	環境部長	宮沢 義之
	経済部長	中山 良平
	計画建築部長	奈良 文彦
	都市整備部長	川﨑 隆之
	道路河川部長	古澤 吾郎
	下水道部長	鈴木 壯一
	市民病院事務局長	吉原 正紀
	消防局長	衛守 玄一郎
	教育次長	須田 泉
	教育部長	松原 保
	議会事務局長	黒岩 博巳
	監査事務局長	小泉 英明
	選挙管理委員会事務局長	新田 昌幸
	農業委員会事務局長	嶋田 勝弘

1975年国際婦人年以降の男女共同参画関連の動き

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1975年 (昭和50年) 国際婦人年	・「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ・国連総会1976年~85年の10年間を「国連婦人の十年」に決定	・「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上を図る決議」採択 ・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置	・県議会で「婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択	
1976年 (昭和51年)		・改正「民法」施行 (離婚後における婚 氏続称号制度新設)	・知事室県民課に婦 人関係行政の窓口設 置	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期 重点目標」発表		
1978年 (昭和53年)			「新神奈川計画」に「婦人総合センター」(当時のかながわ女性センター)が位置づけられる	
1979年 (昭和54年)	• 国連総会「女子差 別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年中間年世界会議」開催 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択、「女子差別撤廃条約」署名式(日本を含む51カ国署名)			
1981年 (昭和56年)	国際労働機関「156号条約」「165号勧告」採択・「女子差別撤廃条約」発効	・改正「民法」「家事 審判法」施行(配偶 者の相続分1/3から 1/2へ、寄与分制度 新設) ・「国内行動計画後期 重点目標」発表		

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1982年 (昭和57年)			・かながわ女性元年 ・「かながわ女性プラン」決定 ・「かながわ女性会議」結成 ・県民部に「婦人企画室」設置、労働部に「勤労婦人班」設置 ・「婦人総合センター」(藤沢市江の島) 開館	
1983年 (昭和58年)			・県審議会等への女 性の参加推進要綱制 定	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年最終年世界会議(第3回世界女性会議)」開催(ナイロビ)「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」採択	・改正「国籍法」「戸籍法」施行(父母両系主義、帰化条件の男女平等) ・生活扶助基準改定(男女格差改定) ・女子差別撤廃条約批准(86年発効)		「婦人問題行政連絡 会議」設置 「婦人問題講演会」 開催
1986年 (昭和61年)		•「男女雇用機会均等法」施行 •改正「国民年金法」施行(基礎年金制度実施)		・「藤沢市新総合計画 第二次基本計画(昭 和61年~65年)」に 婦人行政の推進を位 置づけ ・「婦人問題に関する 女性の意識と実態調 査」実施 ・「藤沢市婦人問題懇 話会」設置
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定 ・「所得税法」改正(配偶者特別控除制度新設)、施行	・「新かながわ女性プラン」決定	・自治文化部市民相 談課に婦人問題行政 窓口設置 ・婦人問題情報紙創 刊(年2回)

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1988年 (昭和63年)		・改正「労働基準法」施行(週40時間制)		・市長室に「婦人企 画担当」設置(課と しての位置づけ) ・藤沢市婦人問題懇 話会より「藤沢市女 性行動計画の策定に 向けて」提言 ・「藤沢市女性に関す る行政推進会議」設 置
1989年 (昭和64年/ 平成元年)	・「子どもの権利条約」採択			•「藤沢市女性行動計画推進協議会」設置
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しに伴う勧告及び結論(ナイロビ将来戦略勧告)」採択			・「ふじさわ女性行動計画」策定 ・女性問題情報紙(第7号から)年4回発行 ・「ふじさわ女性フォーラム'90」開催
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定	・「新かながわ女性プラン改定実施計画」策定・「婦人総合センター」が「かながわ女性センター」に名称変更	・「第8回日本女性会 議」開催(藤沢市民 会館)
1992年 (平成4年)	・「環境と開発に関する国連会議」開催(リオデジャイネイロ)	•改正「育児休業法」 施行		•第2期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
1993年 (平成5年)	・「国連世界人権会 議」開催(ウィーン) 「女性の人権擁護を 強調したウィーン宣 言」採択 ・国連「女性に対す る暴力の撤廃に関す る宣言」採択	・中学校家庭科男女 必修開始・「パートタイム労働 法」施行		

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1994年 (平成6年)	・「国際人口・開発会議」開催(カイロ)「カイロ行動計画」採択	・「子どもの権利条約」批准 ・高校家庭科男女必修開始 ・総理府に「男女共同参画審議会」設置 ・内閣に「男女共同参画審議会」設置 ・内閣に「男女共同 参画で、男女共同 参画がである。 ・「のための施のでで、である。 ・「のためのがでで、まない。 ・「のためのがでで、まない。」 ・「ラン)」」 ・「大いで、一、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで、大いでは、大いでは	・「第1回東アジア女性フォーラム」(現アジア女性友好交流会議)を「かながわ女性センター」にて開催	・「共に生きるフォーラムふじさわ'94」 開催 ・「まちづくり市民意 識調査」実施 「男女共同社会の実現」を特定課題として調査 ・第3期「藤沢市女性行動計画損害のでは、 会」では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
1995年 (平成7年)	•「第4回世界女性会 議」開催(北京) 「北京宣言」「行動綱 領」採択	・国際労働機関 「156号条約」批准 ・改正「育児・介護 休業法」施行	・「かながわ女性センター」の利用者が開館以来200万人を達成	・藤沢市女性行動計画 推進協議会より「ふじ さわ女性行動計画」見 直しへの提言
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画 2000年プラン」決 定	・「かながわ女性センターの今後の運営について」(答申)	・「ふじさわ女性行動計画」第一次改定版「男女共同参画社会を実現するふじさわプラン」策定・第4期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等 法」「労働基準法」「育 児・介護休業法」の 一部改正	・「かながわ女性プラン21」決定・「かながわ女性センター」で女性総合相談窓口スタート	
1998年 (平成10年)				・女性問題啓発小冊 子「これからは男尊 女にこれがらは男尊 女にこれがらい。 ・第5期「神経」 ・第5期「神経」 を持ている。 ・では、一次のでは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1999年 (平成11年)		改正「男女雇用機会均等法」施行「男女共同参画社会基本法」施行	・「県民総務室人権・ 同和担当」と「女性 政策室」を再編し「人 権男女共同参画課」 を設置	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)・「ミレニアム開発目標(MDGs)」設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上)	・「介護保険法」施行 ・「ストーカー規制 法」施行 ・「男女共同参画基本 計画」策定	・「かながわ女性センター」で「女性への暴力相談」窓口設置	・藤沢市女性行動計 画推進協議会より 「新女性行動計画」 策定への提言 ・第6期「藤沢市女 性行動計画推進協議 会」委員委嘱
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共 同参画会議」「男女共 同参画局」設置 ・第1回「男女共同 参画週間」実施 ・「DV防止法」施行 ・改正「育児・介護 休業法」施行	・配偶者暴力相談窓 口設置	・「ふじさわ男女共同 参画プラン2010」 策定 ・「ふじさわ総合計画 2020」スタート
2002年 (平成14年)			・「県男女共同参画推 進条例」施行 ・「配偶者暴力相談支 援センター」開設 ・「かながわ女性セン ター」開館20周年記 念事業開催	・第7期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
2003年(平成15年)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」・「次世代育成支援対策推進法」施行・「少子化社会対策基本法」施行・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行(時限法: 平成20年3月31日)	・「かながわ男女共同参画推進プラン」策定	・「男女共同後 講演会」開催 ・「藤沢市女性行動計画推進わりというとのできる」 できるが、できる。 できるが、できる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
2004年 (平成16年)		・改正「DV防止法」 施行		・第8期「ふじさわ 男女共同参画プラン 推進協議会」委員委 嘱 「ふじさわ男女共同 参画プラン 2010 後期見直しにあたっ ての総合的施策のあ り方」について諮問
2005年 (平成17年)	・「国連『北京+10』 世界閣僚級会合(第 49回国連婦人の地 位委員会)」開催(ニューヨーク)	・改正「育児・介護体業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	•「かながわ女性セン ター」に「かながわ 女性キャリア支援セ ンター」開設	・ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会より「ふじさわ男女共同参画プラン2010」について提言・「男女共同参画週間公開講座」を生涯学習課と共催
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「かながわDV被害 者支援プラン」策定	・「ふじさわ男女共同 参画プラン2010 (改定版)」策定 ・第9期「ふじさわ 男女共同参画プラン 推進協議会」委員委 嘱
2007年 (平成19年)		・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)憲章」「仕 事と生活の調和推進 のための行動指針」 策定		
2008年 (平成20年)		・改正「DV防止法」 施行	・「かながわ男女共同 参画推進プラン(第 2次)」策定	第10期「ふじさわ 男女共同参画プラン 推進協議会」委員委 嘱「藤沢市男女共同参 画に関する市民意識 調査」実施
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」 の一部改正 ・「男女共同参画社会 に関する世論調査」 実施	・「かながわDV被害 者支援プラン」改定	・「男女共同参画課」 に人権施策などを含 めた組織として「共 生社会推進課」を新 設

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
2010年(平成22年)	・「第54回国連婦人 の地位委員会(北京 +15)」開催(ニュ ーヨーク)	・男女共同参画会議 「第3次男女共同参 画基本計画策定に当 たっての基本的な考 え方」について答申 ・改正「育児・介護 休業法」施行 ・「第3次男女共同参 画基本計画」決定		・ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会より次期プランに向けた中間報告書の提出・第11期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と 女性のエンパワーメ ントのための国連機 関(UN Women)」 正式発足			・「ふじさわ男女共同 参画プラン 2020」 策定 ・「藤沢市新総合計 画」スタート ・「藤沢市外国人市民 意識調査」実施
2012年 (平成24年)	・「第56回国連女性 の地位委員会」開催 「自然災害における ジェンダー平等と女 性のエンパワーメン ト」決議案採択	・「『女性の活躍促進 による経済活性化』 行動計画」策定		・第12期「ふじさわ 男女共同参画プラン 推進協議会」委員委 嘱・「ふじさわワーク・ ライフ・バランス宣 言」作成
2013年 (平成25年)		・「母子家庭の母及び 父子家庭の父の就業 の支援に関する特別 措置法」施行 ・「男女共同参画の視 点からの防災・復興 の取組指針」作成 ・改正「ストーカー 規制法」施行	・「かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)」策定	・「ふじさわDV防止・被害者支援計画」 策定 ・組織改正により「人 権男女共同参画課」 設置 ・「藤沢市男女共同参 画に関する市民意識 調査」実施
2014年(平成26年)	・「第58回国連女性の地位委員会」開催「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「DV防止法」施行・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	・「かながわDV防 止・被害者支援プラ ン」策定 (「かながわDV被 害者支援プラン」か ら名称変更)	・「藤沢市市政運営の 総合指針2016」策 定 ・第13期「ふじさわ 男女共同参画プラン 推進協議会」委員委 嘱

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
2015年(平成27年)	・「第59回国連女性 の地位委員会(北京 +20)」開催(ニューヨーク) ・「第3回国連防災世界会議」開催(仙台) 「仙台宣言」採択 ・「UN Women日本事務所」開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すての女性及び女別の能力強化を行う)	・男女共同参画会議 「第4次男女共同参 画基本計画策定に当 たっての基本的な考 え方について」答申 ・「第4次男女共同参 画基本計画」決定	・「かながわ女性センター」を県藤沢合同庁舎に移転、「かながわ男女共同参画センターかなテラス」に名称変更・「かながわ女性の活躍応援団」結成	・ふじさわ男女共同 参画プラン推進協議 会より『ふじさわ男 女共同参画プラン 2020』改定に向け ての意見提案」の提 出
2016年 (平成28年)	・「G7伊勢・志摩サミット」開催 「女性の能力開花のためのG7行動指針」「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	・「女性活躍推進法」 完全施行 ・「女子差別撤廃条 約」実施状況第7回 及び第8回報告審議		・「ふじさわ男女共同参画プラン 2020」改定・第14期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱
2017年(平成29年)		・改正「育児・介護 休業法」施行	・「かながわ性犯罪・ 性暴力被害者ワンス トップ支援センター かならいん」 開設 ・「かながわリケジ ョ・エンカレッジプ ログラム」 始動	・「藤沢市市政運営の総合指針2020」策定 ・組織改正により「人権男女共同平和課」 設置
2018年 (平成30年)		・「候補者男女均等法」施行・「セクシュアル・ハラスメント対策強化について〜メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策〜」策定	・「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」策定	・第15期「ふじさわ 男女共同参画プラン 推進協議会」委員委嘱 ・「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2019年 (平成31年/ 令和元年)		・「働き方改革関連 法」施行 ・「労働施策総合推進 法」改正 ・「婦人保護事業の運 用面における見直し 方針」検討	・「かながわDV防 止・被害者支援プラ ン」改定	

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
2020年(令和2年)	・「第64回国連女性の地位委員会(北京+25)」開催(ニューヨーク)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会より「『次期ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会の場合である。 ・第16期「ふじさわり男女共同参画の提出・第16期「ふじさわり男女共同参」を受ける。 ・第16期「ふじさわりりませい。」を受ける。 ・第16期「ふじさわりりませい。」を受ける。 ・第16期「ふじさわりりませい。」を受ける。 ・第16期「ふじさわりりませい。」を呼ばる。 ・第16期「ふじさわりりませい。」を呼ばる。 ・第16期である。 ・第16第をはなる。 ・第16第
2021年(令和3年)				・「藤沢市市政運営の総合指針2024」策定 ・「ふじさわジェンダー平等プラン2030~藤沢市男女共同参画計画~」策定 ・「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」導入

《出典・参考》

- ●内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために~令和2年版データ」
- ●神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」「かなテラスのあゆみ」

男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号 平成11年法律第102号 改正 平成11年法律第160号 改正

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお 一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する 最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来 に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計 画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内 において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることをの他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんが

み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる 限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公 共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が 確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、 子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円 滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行 われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の 施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び 実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上 又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本 計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同 参画計画 | という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の 区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市 町村男女共同参画計画 | という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策 を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。 (国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。(調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する 調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推 進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所堂事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社 会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣 及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命 する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し 必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

ふじさわジェンダー平等プラン 2030~藤沢市男女共同参画計画~

【発行】 2021年(令和3年)3月

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和課

〔2021年(令和3年)4月から、課名が人権男女共同平和国際課になります。〕

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466 (50) 3501/FAX 0466 (50) 8436

e -mail: fj-jinkendanjyo@city.fujisawa.lg.jp